

いじめ防止基本方針

1 岩瀬中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立岩瀬中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「岩瀬中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取組に当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止対策等のための基本方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

(3) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条。以下、枠内は法の条文。)

・「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処します。

・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。

・いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」(法第22条)を活用して行います。

・教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告します。

・けんかやふざけ合いであっても生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※ いじめが解消している状態の判断について

- ① いじめがない状態が3か月継続していること。
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。
- 詳細は、8P の5に記載

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・暴力的なものはあまり見られないが、悪口やかげ口、からかいや冷やかし等、人を見下した言動が多い傾向にあり、下級生に多くみられる。
- ・同学年内の生徒に対して、複数人が言葉の嫌がらせをすることでトラブルが発生しています。

(2) 本校の課題

- ・冷やかしやからかい、悪口やかげ口等、言葉によるいじめが多いので、言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。
- ・友人関係の変化や動向に絶えずアンテナを張りめぐらし、生徒からの情報収集・教職員間の情報交換に努める必要があります。
- ・ふざけだからと見過ごさず、どんな些細なことも気にかけて指導をしっかり行う必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実したり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組(生徒会によるいじめ撲滅の宣言、異学年交流や人権集会、相談箱の設置、全校一斉班長会議等)を推進します。
- ・いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通じて、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。
- ・いじめを受けている生徒が自尊感情を失うことがないように、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示します。
- ・いじめの行為に対して傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努めます。

・教職員の言動が生徒を傷付けたり、いじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払います。

※ 参照 P51【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、休み時間や放課後の子供の様子を細かく観察することや、生活ノート等での子供との日常のやりとり及び個人面談や家庭訪問等を通して、常にアンテナを高くして子供たちを見守ります。
- ・些細ないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。
- ・いじめられている生徒にとって、他者へ相談すること自体が勇気がいるとともに、即時対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底します。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても丁寧に対応し、いじめられている生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「拡大生徒指導委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※ 参照① 5P【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

② 6P【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解

させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。

エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。

・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともにその中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。

・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。

・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。また、犯罪系の場合は、証拠として直ちに警察に相談・通報します。

・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。

・パスワード付きサイトやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。

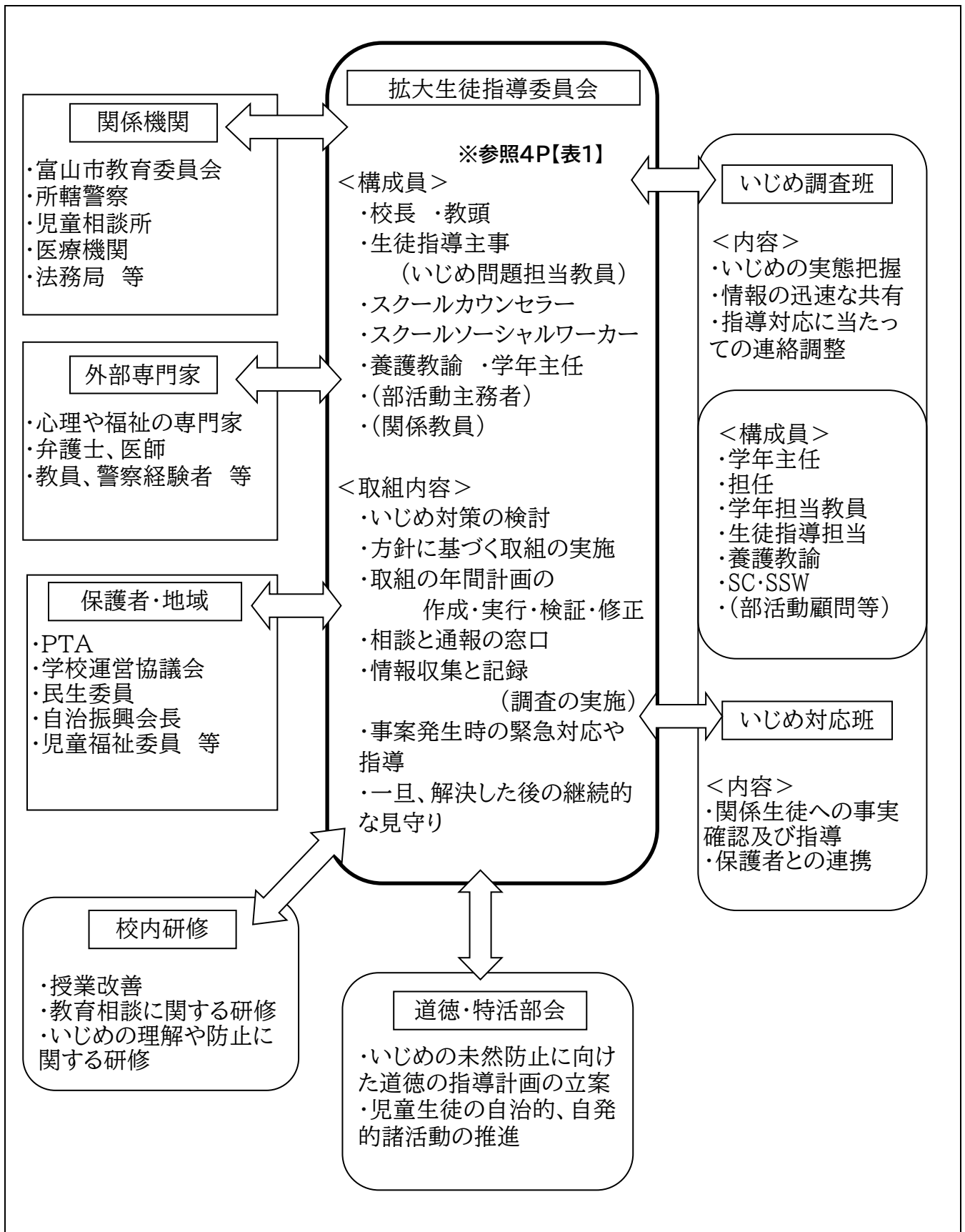
・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【表1 拡大生徒指導委員会】

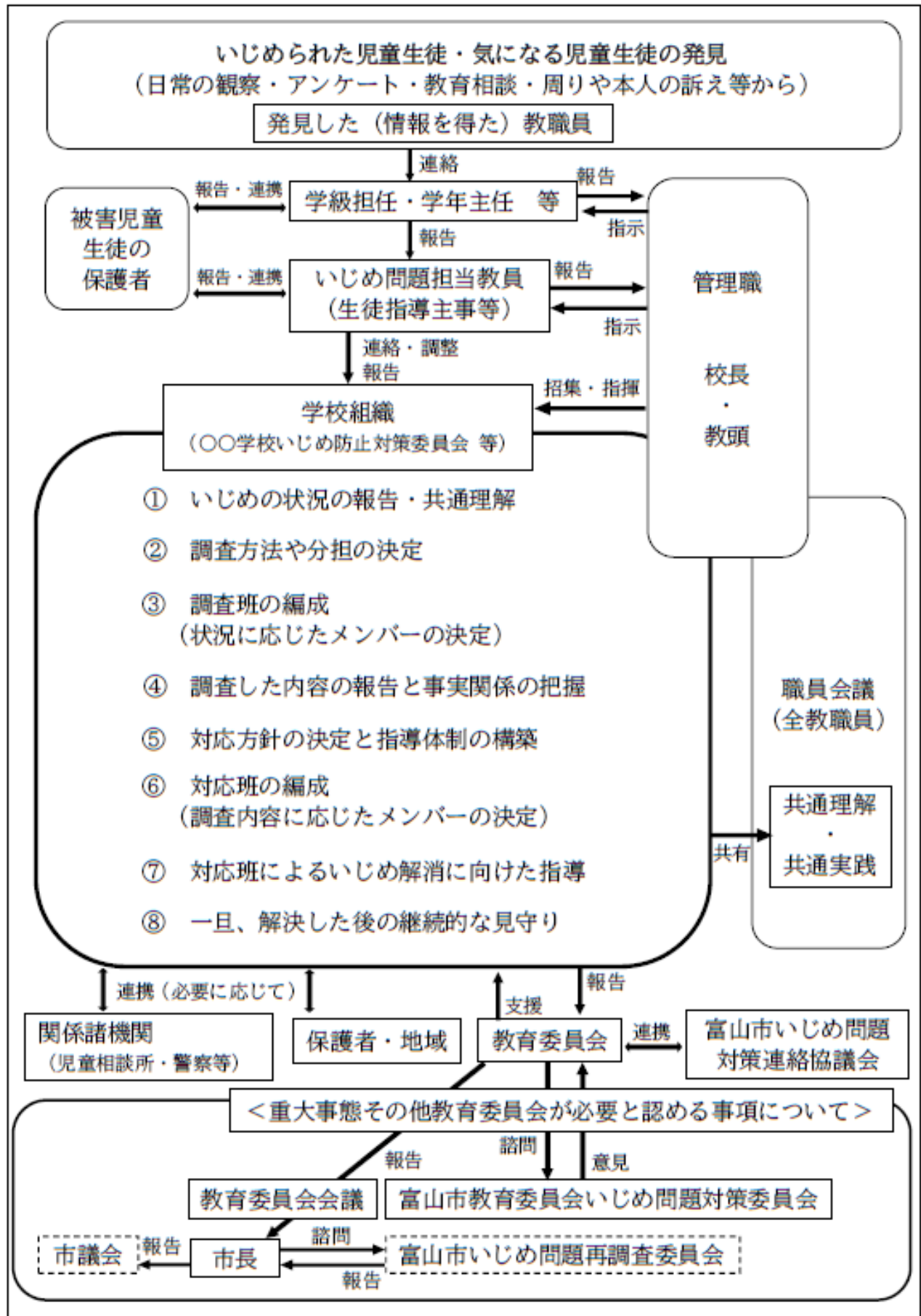
役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長	*	総 括		
教頭	*			
生徒指導主事	*	調査班	対応班	
スクールカウンセラー	*			
いじめ対策ソーシャルワーカー	*			
各学年主任	*	調査班	対応班	
養護教諭	*	調査班		
部活動担当教員	*		対応班	
担任等関係教員	*	調査班	対応班	

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	<p>生徒指導委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解</p> <p>職員会議</p>	<p>毎週実施する生徒指導委員会で生徒の様子を把握 事案発生時、拡大生徒指導委員会の実施</p> <p>HP及び学年だより等での保護者啓発</p>	<p>生徒理解研修会①</p>	<p>いじめに関する職員研修会</p>									
未然防止への取組		<p>いじめ実態把握調査</p> <p>①学級・学年づくり 人間関係づくり (学年集会等)</p>		<p>生徒会による未然防止に向けた自治活動</p>									
早期発見への取組	<p>さわやかアンケート</p> <p>全校一斉班長会議</p>	<p>さわやかアンケート</p> <p>全校一斉班長会議</p>	<p>さわやかアンケート</p> <p>全校一斉班長会議</p>	<p>さわやかアンケート</p> <p>全校一斉班長会議</p>				<p>教育相談週間</p>					
校内委員会等	<p>生徒指導からの報告 ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認 ・職員会議で共通理解</p>		<p>毎週実施する生徒指導委員会で生徒の様子を把握 事案発生時、拡大生徒指導委員会の実施</p>	<p>生徒理解研修会②</p>		<p>生徒理解研修会③</p>							
未然防止への取組	<p>②学級・学年づくり 人間関係づくり (体育大会・合唱コンクール)</p>		<p>朝読書・生徒会による「人権週間」への取組</p>			<p>道徳・特別活動計画へ生かす</p>							
早期発見への取組	<p>さわやかアンケート</p> <p>全校一斉班長会議</p>	<p>さわやかアンケート</p> <p>全校一斉班長会議</p>	<p>さわやかアンケート</p> <p>全校一斉班長会議</p>	<p>さわやかアンケート</p> <p>全校一斉班長会議</p>	<p>さわやかアンケート</p> <p>全校一斉班長会議</p>	<p>さわやかアンケート</p> <p>全校一斉班長会議</p>	<p>さわやかアンケート</p> <p>全校一斉班長会議</p>	<p>さわやかアンケート</p> <p>全校一斉班長会議</p>	<p>教育相談週間</p>	<p>保護者学校評価アンケート</p>	<p>教育相談週間</p>		

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
(生徒が自殺を企図した場合等)
 - ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。

・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。

・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

5 いじめが解消している状態の判断について

謝罪をもって安易に解消したとは判断しない。「解消している状態」と判断するには、少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の情報も勘案して判断する。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネット上を含む)の止んでいる状態が相当の期間(3か月を目安)継続していること。
(被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる)
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。(被害生徒及びその保護者への面談で確認)